

商店街にぎわい創出事業

(被災商店街等再建支援事業)

令和6年能登半島地震により被害を受けた商店街等が行う、賑わいを創出し商店街等の復旧復興に資する「にぎわい創出」のためのイベント等の事業を支援します。

補助対象

・対象者 **商店街等組織(※)、商店街等組織と民間事業者の連携体**

※これまでの公募における申請回数によって申請方法が異なります。詳細は下記又は公募要領等をご確認ください。

・補助額 **上限額100万円** (下限額30万円)

・補助率 **定額補助(10/10)**

・対象経費 謝金、旅費、設営費、運搬費、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費 など

令和6年能登半島地震による被害を受けた石川県に所在する商店街等が対象です。

■ ①能登6市町※に所在する商店街等組織について

8次公募において、1商店街等組織としての申請は2回まで行うことが可能です。

※能登6市町：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町

■ ②石川県(能登6市町除く)に所在する商店街等組織について

これまでの採択回数によって、8次公募における申請回数の上限が異なります。

3次公募までの採択回数	4次公募から8次公募までの通算申請可能回数
1) 2回の場合	能登6市町の商店街等組織との連名申請のみ2回申請可能
2) 1回の場合	単独等での申請(※)で1回+能登6市町の商店街等組織との連名申請で1回申請可能
3) 採択なしの場合	単独等での申請で2回申請可能

※「単独等での申請」…単独申請 又は 他の商店街等組織との連名申請

※1)~3)の申請においては、それぞれの要件を満たした上で民間事業者との連携体による申請も含む。

■ 複数の商店街等組織が連名で申請する場合又は商店街振興組合連合会等の連合体が傘下の商店街等組織と合同で事業を行う場合の補助額は、100万円×連合体及び商店街等組織数で算出し、上限は1,200万円となります。

■ 同一のイベント等に対して2回申請することはできません。

募集期間

<8次公募> 令和8年3月9日(月)~令和8年8月26日(水)

下記の締切日までに、応募書類を石川県へご提出ください。

【1次締切】令和8年6月4日(木)から令和9年3月12日(金)までの間に事業実施を予定
⇒**令和8年4月20日(月)**

【2次締切】令和8年7月31日(金)から令和9年3月12日(金)までの間に事業実施を予定
⇒**令和8年6月19日(金)**

【3次締切】令和8年10月8日(木)から令和9年3月12日(金)までの間に事業実施を予定
⇒**令和8年8月26日(水)**

事業イメージ



復興イベント・祭り



チャレンジショップ



スタンプラリー



WEBを活用したハイブリットイベント

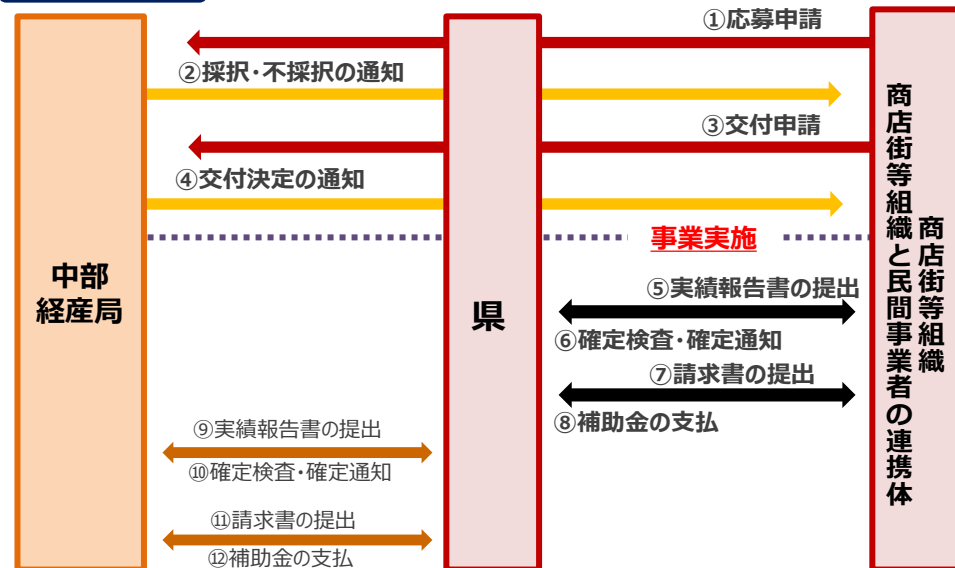


地域体験イベント



まちバル・グルメイベント

手続きの流れ



※申請に必要な提出書類一式については募集要領等をご確認の上、ご準備をお願いします。

お問い合わせ先

中部経済産業局流通・サービス産業課 商業振興室
Tel 052-951-0597

石川県商工労働部 経営支援課
Tel 076-225-1521

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課
Tel 03-3501-1511